

介護予防支援業務の委託件数に関する上限について

1 委託件数に上限を設定した趣旨

今般の介護報酬改定の基準において、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託する場合について、居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり8件の上限を設けたところであるが、その趣旨は次のとおりである。

(1) 介護予防に関する介護保険法の改正の趣旨

- 今般の介護保険法の改正においては、改正の柱の一つとして予防重視型のシステムの構築を掲げ、予防給付については、そのマネジメント体制・サービス体系・対象者の範囲等について、従来の介護給付とは区別し、新しい形の給付制度として再編された。
- とりわけ、ケアマネジメントについては、従来は、要支援者・要介護者ともに、居宅介護支援事業所が行っていたものを、今般、予防給付のケアマネジメント業務を明確に区分し、地域包括支援センターに一元的に担わせることとされ、要支援状態になる前からの一貫性・連続性ある対応をすることとされたところである。
- こうした趣旨から、予防給付のケアマネジメントについては、市町村が責任主体となって設置する地域包括支援センターが、介護予防支援事業者としての指定を受けて実施することとされているのであり、原則として、予防給付のケアマネジメントについては、介護予防支援の指定を受けた地域包括支援センターが自ら実施すべき性質の業務である。なお、介護保険法上、その一部について居宅介護支援事業所への委託も可能としているのは、自ら実施できない場合の例外的な手段としてであり、こうした原則にそぐわないような委託については、慎むべきものである。

(2) 質の高いケアマネジメントプロセスの徹底

- 今般のケアマネジメント報酬に関する報酬・基準改定においては、ケア

マネジメントの基本プロセスを徹底し、その質を向上させるため、介護支援専門員1人当たりの取扱件数について35件に引き下げる等の措置を講じたところである。

- これは、介護支援専門員については、今般の制度改正により、介護給付に係るケアマネジメントをその本来業務として位置付けられたことを踏まえ、こうした業務に集中して取り組むことが求められたことによるものであるが、その一方で、介護支援専門員が地域包括支援センターから介護予防支援業務を大量に受託することとなれば、こうした制度改正の趣旨を没却することになりかねない。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務の一元的な実施

- 軽度者に対する予防給付のケアマネジメントについて、市町村が責任主体となって設置する地域包括支援センターが介護予防支援事業所として実施することとされたのは、要支援状態になる前からの一貫性・連続性ある介護予防ケアマネジメント体制の確立等の観点からであるが、指定を受けた地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対し、むやみに委託を行うこととなれば、こうした今般の制度改正の目的にそぐわないこととなる。

2 介護予防支援業務の実施に当たっての配慮措置

受託件数の上限措置の設定に当たっては、制度の円滑な実施に向けた次の措置を講じているので留意願いたい。

(1) 経過措置

- 受託件数の上限措置については、既存の居宅介護支援事業所については、施行から6月の間は適用しない旨の経過措置を設ける。

(2) 介護予防支援業務の効率化・合理化

- 介護予防支援に関する業務量については、次の観点から業務量の減少が見込まれる。

- ・ 主要な支援要素である介護予防通所介護と介護予防訪問介護の報酬が月単位の定額報酬とされ、結果的に給付管理業務が軽減されること。
- ・ 介護予防サービスについては、具体的なサービス提供方法等の内容に関して、従前のようにケアマネジメント実施者ではなく、サービス提供事業者の裁量の幅が大きくなること。
- ・ 対象者が軽度者であること、介護予防サービスについてはサービス提供事業者側の裁量による部分が相対的に大きくなること等を踏まえ、これまで毎月行っていた利用者宅の訪問を、原則3月に1度でよいこととする等合理的な範囲で業務量の軽減が図られていること。

(3) 介護予防支援に係る人員基準の明確化

- 介護予防支援業務に従事する担当者の条件として、「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者」としているが、この具体的な内容として、次の者を含むことを解釈通知において明確化する。

- ・ 介護支援専門員
- ・ 社会福祉士
- ・ 経験ある看護師
- ・ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

※なお、上記の者については、速やかに介護予防支援に関する研修を受けることが望ましい。

(4) 離島へき地等における特例

- 離島・へき地など特例的な措置を講じなければ対応できない地域については、施行後6月の間にその実態を調査した上で、必要な対応を検討する。

地域包括支援センター・介護予防支援関係Q & A（追補）

問

介護予防支援事業所である地域包括支援センターがケアマネジャーを非常勤として雇用し、介護予防支援業務を担当させた場合、当該ケアマネジャーの担当した件数は、当該ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所における受託件数としてカウントされるのか。

（答）

- 介護予防支援事業の円滑な施行のための経過的な措置として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、介護予防支援事業所である地域包括支援センターの非常勤の嘱託員などとして雇用された場合については、居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーとして受託業務を実施したわけではないので、当該居宅介護支援事業所における受託件数としてはカウントされるわけではない。

- ただし、居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの評価は常勤換算で行うこととしており、当該ケアマネジャーが地域包括支援センター非常勤の嘱託員などとして働いた場合については、居宅介護支援事業所における勤務時間は減るのが通常であり、その場合、当該ケアマネジャーの居宅介護支援事業所における常勤換算評価は、居宅介護支援事業所における勤務時間数が減少した分、減ることとなるので留意されたい。